第４次
五島市食育推進計画

令和８年３月

五島市

はじめに

食育基本法において、「食育」は生きる上での基本と位置付けられており、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められています。

本市では、「ごはんを中心に 島民の食卓を 海の幸、山の幸で豊かにします」をスローガンに令和３年度から「第３次五島市食育推進計画」を策定し、市民の皆様や関係団体の皆様とともに、地域における食育の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、この間、少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、不規則な食生活や朝食の欠食など食生活の乱れ、塩分の過剰摂取や野菜不足など栄養の偏りといった、多くの課題が生じております。一方で、健康志向や地産地消に対する関心は高まっております。

このような背景を踏まえ、これまでの取組や事業を評価し、さらなる食育の推進を図るため、「第４次五島市食育推進計画」を策定いたしました。本市の恵まれた自然環境を活かし、食を通じて健全な心とからだを育むことを基本理念に掲げ、引き続き「健全な身体」「豊かな心」「元気な地域」を育むことを基本方針として、食育を推進してまいります。

今後は、この計画に基づき、行政や関係機関等が市民の皆様と一体となり、食育を推進してまいります。

市民の皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました五島市食育推進会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和８年３月

五島市長　**出口　太**

目　　次

第１章　計画策定にあたって　1

1　計画策定の趣旨 ―― 1
2　計画の位置づけ ―― 2
3　計画の期間 ―― 2

第２章　五島市の食育の現状と課題　3

第３章　五島市の目指す食育　１０

1　基本理念「食育スローガン」 ―― １０
2　基本方針 ―― １１
3　基本施策 ―― １２

第４章　食育推進にあたっての具体的な取組　１３

1　家庭における食育の推進 ―― １３
2　保育所等・学校における
　子どもの成長に応じた食育の推進 ―― １４
3　健康寿命の延伸につながる食育の推進 ―― １５
4　地産地消の推進 ―― １７
5　食文化の継承 ―― １８
6　食の安全確保の推進 ―― １９

第５章　計画の推進体制と目標指標　２０

1　計画の推進体制 ―― ２０
2　関係者の役割 ―― ２１
3　食育推進のための目標指標 ―― ２２

参考資料　２３

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

「食」は、生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな人間性を育むものです。

社会情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、「食」を取り巻く環境も大きく変わりました。忙しい日々の中で、「食」の重要性への意識が薄れ、栄養の偏り、不規則な食事、食品安全への不安、生活習慣病の増加など、様々な食の問題が生じています。

このような状況に対応するため、国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成１７年６月に「食育基本法」を制定しました。

さらに、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「食育推進基本計画」を策定しています。

本市においても、これまで「五島市食育推進計画（平成２３年度から平成２７年度まで）」、「第２次五島市食育推進計画（平成２８年度から令和２年度まで）」、そして「第３次五島市食育推進計画（令和３年度から令和７年度まで）」を策定し、食育を推進してきました。

しかし、市民の食育に対する関心は高いものの、市民一人ひとりが食に関する知識や選択する力を身につけ、健康的な食習慣を実践するには十分に至っていないのが現状です。このため、さらなる取り組みを進める必要があります。

これらの状況を踏まえ、これまでの食育推進の成果と課題を整理し、今後の食育施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第４次五島市食育推進計画」を策定します。本計画は、従来の五島市食育推進計画の基本理念を引き継ぐものです。

この計画に基づき、本市の恵まれた自然環境や四季折々の食材、多彩な食文化を活かした食育と地産地消の取り組みを市民と一体となって推進してまいります。

2　計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第１８条第１項に基づく「市町村食育推進計画」として、位置づけます。

なお、本計画は、国や県の食育推進計画および既存関連計画等との整合性をとり、連携を図りながら、食育の取組を効果的に推進していきます。

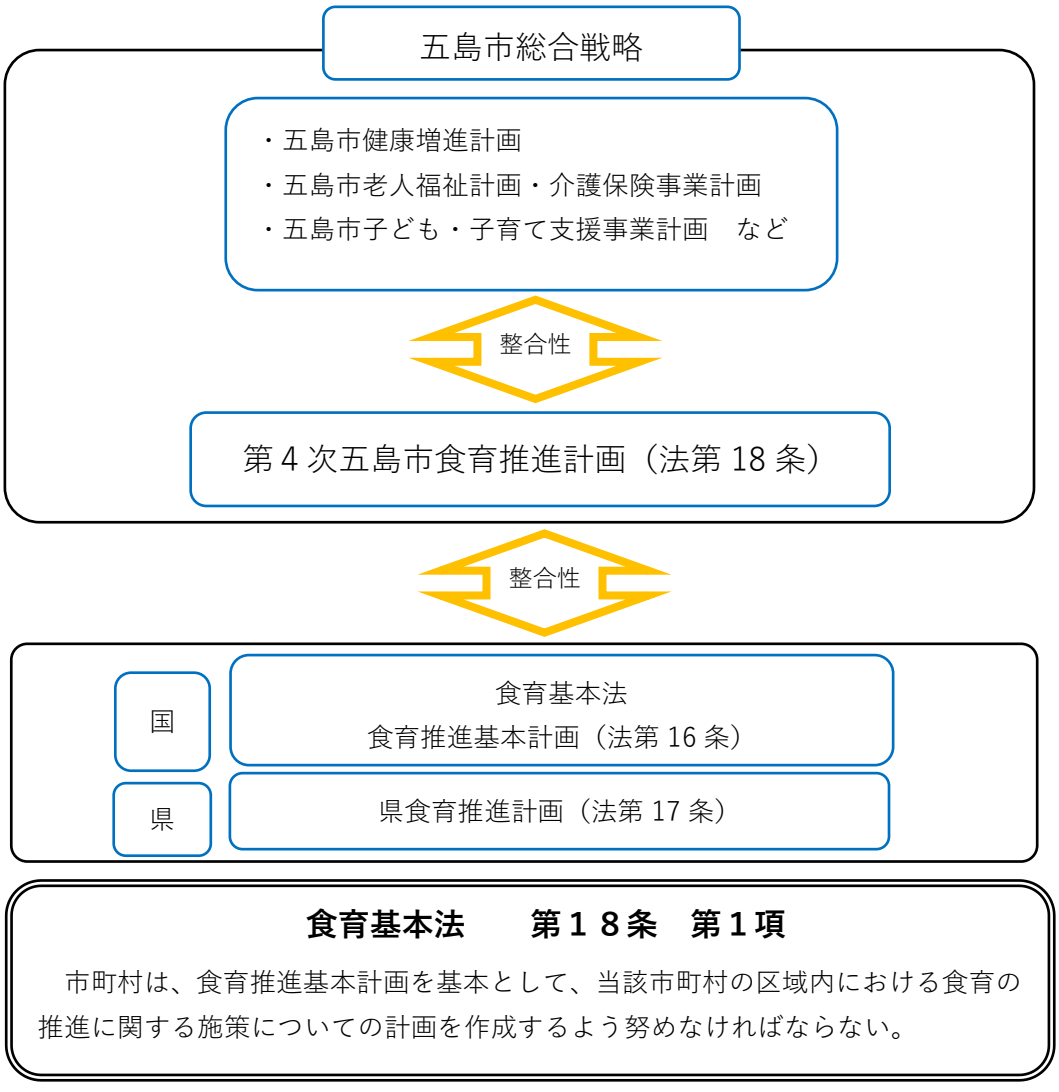

食育基本法　　第１８条　第１項

市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

3　計画の期間

計画の期間は、令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

なお、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを行います。

第２章 五島市の食育の現状と課題

第３次五島市食育推進計画指標から、五島市の食育の現状と課題を整理しました。

第３次計画の数値目標は１９項目を設定し、その目的達成に向けて関係機関と連携し取り組んできました。そのうち、１２項目が「最終目標値を上回っている」、２項目が「改善傾向にある」となり約７割の項目で改善がみられました。

しかしながら、４項目は悪化しており、第４次計画においてさらに取り組む必要があります。

【評価概要】

A：最終目標値を上回っている

B：改善傾向にある

C：変わらない

D：悪化している

第３次五島市食育推進計画における目標値及び現状値と評価

指　標		策定時（R1 年度）		現状値（R６年度）	目標値（R7 年度）	達成度
基本方針１　健全な「身体」を育みます						
①	朝食を毎日食べる小・中学生の割合	小学６年生	95.9%	93.6%	100%に近づける	C
		中学３年生	95.8%	93.3%		
②	むし歯の無い子どもの割合（３歳児）		75.7%	86.2%	80%	A
③	バランスよく朝食を食べる幼児の割合（３歳児）		58.8%	45.1%	65%	D
④	朝食を食べる親の割合（３歳児の親）		－	90.7%	95%	B
⑤	野菜を１日２回以上食べている市民の割合	H29	56.7%	60.1%	60.0%	A
⑥	食生活改善推進員活動への市民の参加者数（延）		1,455 名	11,508 名	1,800 名	A
⑦	おとこの料理教室参加者数（実）		14 名	17 名	15 名	A
基本方針２　豊かな「心」を育みます						
⑧	学校給食の１人１日当たりの平均残渣量		8.2ｇ	14.8g	6.0ｇ	D
⑨	１校あたりの栄養教諭及び栄養職員の１年間の食育指導訪問平均回数		年間 7.8 回	19.1 回	年間８回	A
⑩	「食育だより」等の発行（保育所・認定こども園）		年間９回	12 回	年間 10 回	A
⑪	「食育だより」等の発行（小・中学校）		年間 11.2 回	11 回	年間 11 回	A
⑫	「食育」に関心を持っている市民の割合		－	84.4%	80.0%	A

指　標		策定時 （R1 年度）	R 6 年度	目標値 （R7 年度）	達成度
基本方針３　元気な「地域」を育みます					
⑬	農産物利用を進めるための体験の回数	3 回	4 回	3 回	A
⑭	水産教室の開催回数（主に小中高校生）	15 回	18 回	15 回	A
⑮	グリーンツーリズム等の民泊利用数（実）	5,207 人	1,821 人	5,000 人	D
⑯	学校給食の地場産物（五島市産品）利用量割合	67.6%	25.1%	67.6%	D
⑰	直売所の年間販売額	872,840 千円	900,460 千円	872,840 千円	A
⑱	カネミ油症の実態を知っている市民の割合	80.9%	83.8%	100%	B
⑲	食品の表示等を活用する市民の割合	－	43.2%	40%	A

各指標の現状と課題

指標①：朝食を毎日食べる小・中学生の割合

（小学生）

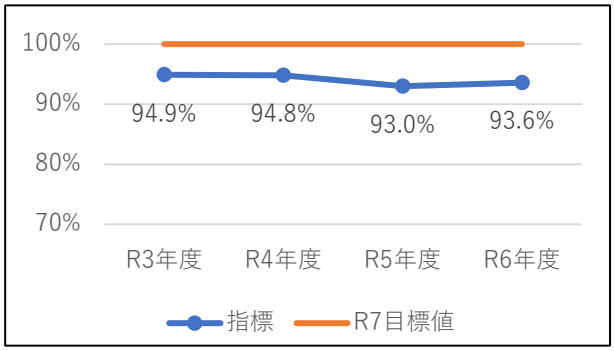

朝食を毎日食べる小学生の割合はやや低下傾向にあります。朝食を毎日摂る習慣は、学力や体力の状況と深く関わっていることから、引き続き児童･保護者に対する食育及び生活習慣指導や啓発の必要があります。

（中学生）

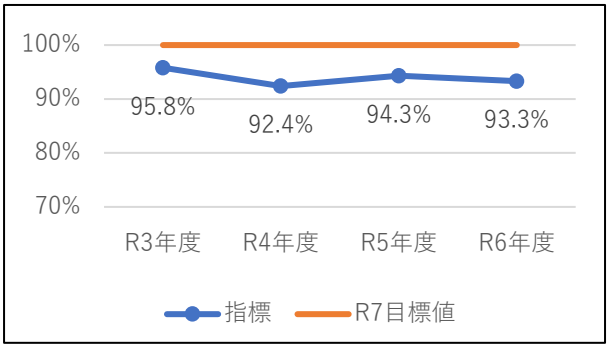

朝食を毎日食べる中学生の割合は年度による増減はありますが、やや低下傾向にあります。朝食を毎日摂る習慣は、学力や体力の状況と深く関わっていることから、引き続き児童・保護者に食育指導や啓発の必要があります。

指標②：むし歯の無い子どもの割合（３歳児）

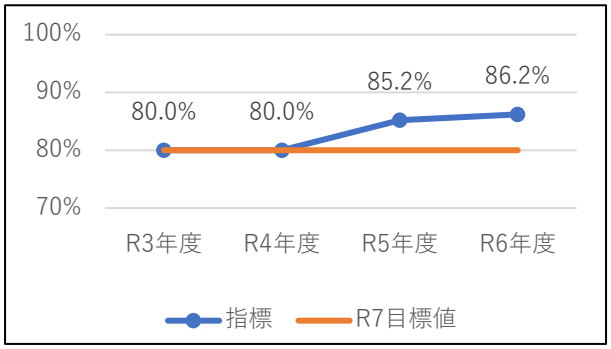

むし歯の無い子どもの割合は増えており、全体的な数値は向上していますが、複数のむし歯がある子どもの数も増えていることからその対策を講じる必要があります。

複数の歯にむし歯がある子どもとその養育環境には密接な関連があるため、保護者に対する意識啓発や養育態度の変容を促すような取組の実施が重要です。

指標③：バランスよく朝食を食べる幼児の割合（３歳児）

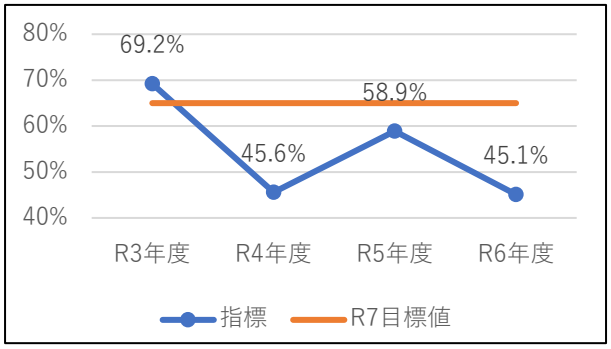

バランスよく朝食を食べる幼児の割合は年度により割合が大きく変動していますが、全体として低下傾向にあります。

朝食の必要性や実践しやすい取組の情報提供、啓発活動を行う必要があります。

指標④：朝食を食べる親の割合（３歳児の親）

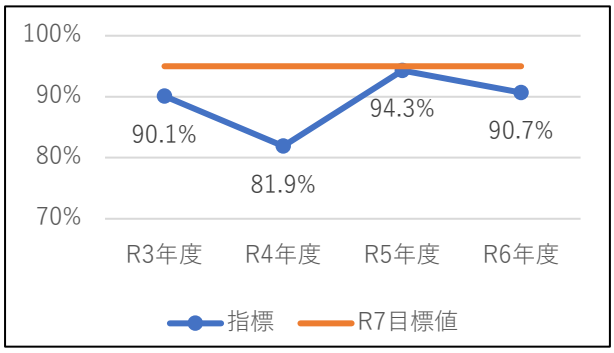

朝食を食べる親の割合は年度により大きく変動しており、目標の安定的な達成には至っていません。

幼児期の子どもを持つ保護者は、子どもの世話や家事、仕事などで多忙な時期であり、自身の朝食や準備に時間をかけられない傾向が考えられます。保護者のライフスタイルに合わせた支援を行う必要があります。

指標⑤：野菜を１日２回以上食べている市民の割合

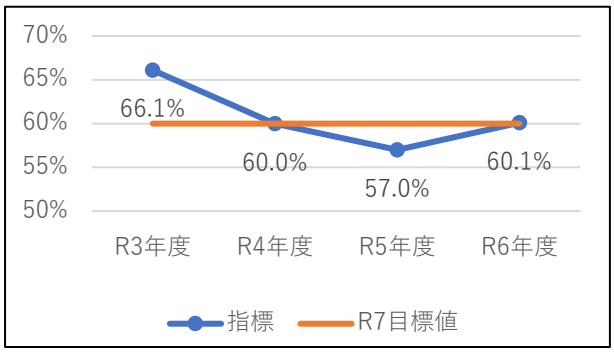

野菜を１日２回以上食べている市民の割合は目標値に対して不安定な推移が見られ、安定的に維持していくことが課題となります。

市民の野菜摂取を促進するための効果的かつ持続的な施策を検討、実行していく必要があります。

指標⑥：食生活改善推進員活動への市民の参加者数（延）

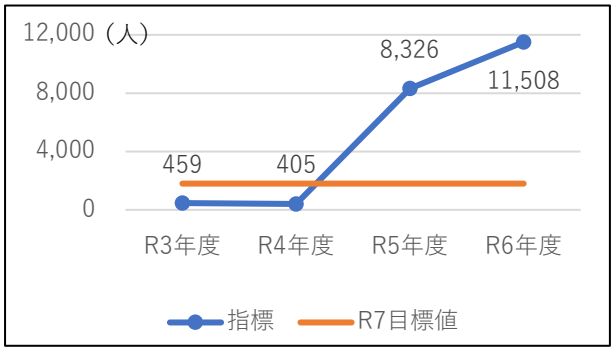

食生活改善推進員活動への市民の参加者数は増加傾向にあります。これは、コロナ禍による制限が緩和され、地域での集まりや行事が再開したことで、推進員が身近な場で個別に声かけや食生活に関する情報提供を行う機会が増えたことが主な要因と考えられます。

一方で、会員の減少が続いているため、活動の持続可能性を確保するための取組を進めていく必要があります。

指標⑦：おとこの料理教室参加者数（実）

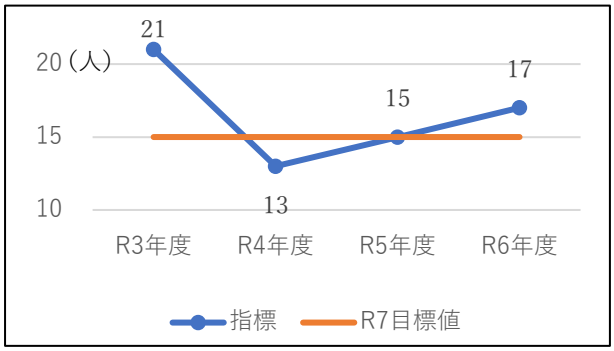

令和６年度は、前期（福江地区で開催）９名、後期（玉之浦地区で開催）８名が参加。
新規の参加者を増やすため、参加者アンケートの結果を分析し、広報活動を工夫する必要があります。

指標⑧：学校給食の１人１日当たりの平均残渣量

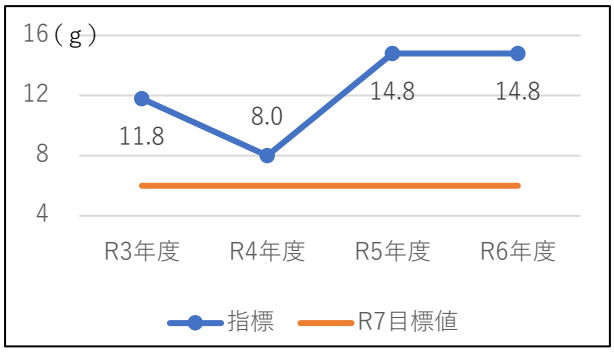

児童生徒数が多い学校、また中学生より小学生が、残渣量が多い傾向にあります。

食べやすい献立づくりや、給食センターの見学による食育の意識付けを行っていますが、増加傾向にあります。

指標⑨：１校あたりの栄養教諭及び栄養職員の１年間の食育指導訪問平均回数

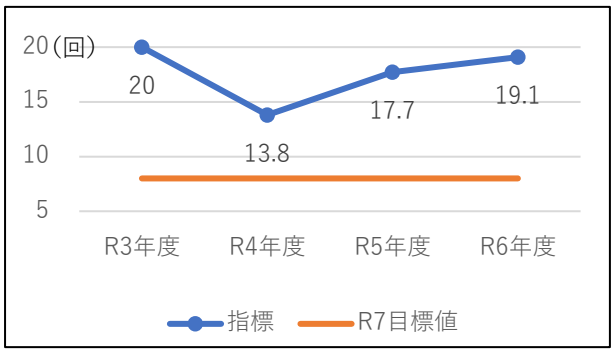

栄養教諭による食育指導訪問平均回数は年度によって増減はありますが、目標を十分に上回っています。学校における食育指導全体計画に基づき、積極的に指導が行われています。目標値を上げることを検討するとなると、栄養教諭の多岐にわたる業務量を鑑み、１２回程度が望ましいと考えます。

指標⑩：「食育だより」等の発行（保育所・認定こども園）

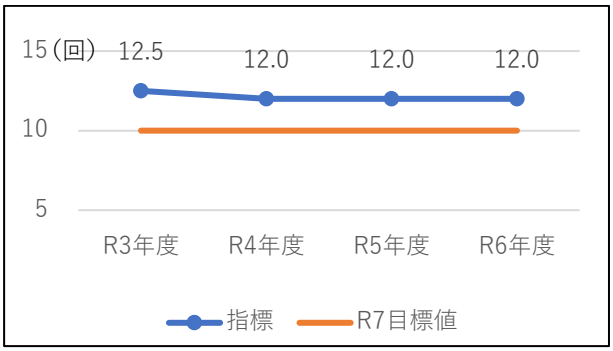

定期的な発行はできていますが、保護者に読まれているかどうかの検証は行っていません。

保護者と接する機会（保育参観等）で食育に関する取組を紹介するなど、周知方法についても検討する必要があると考えます。

指標⑪：「食育だより」等の発行（小・中学校）

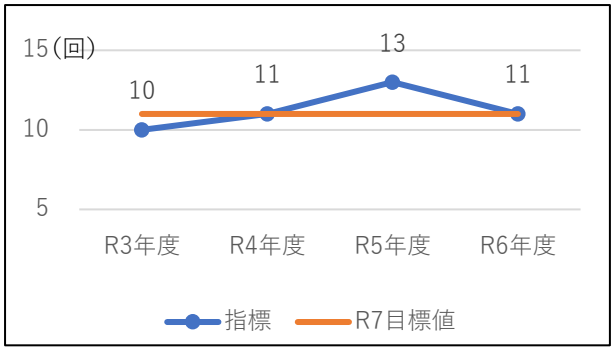

栄養教諭による「食育だより」等の発行回数は、年度による増減はありますが、ほぼ目標値の 11 回を達成しています。月１回の献立と共に、季節や時期に即した内容の食育だよりを、今後も同じ頻度を目標にしていくことがよいと考えます。

指標⑫：「食育」に関心を持っている市民の割合

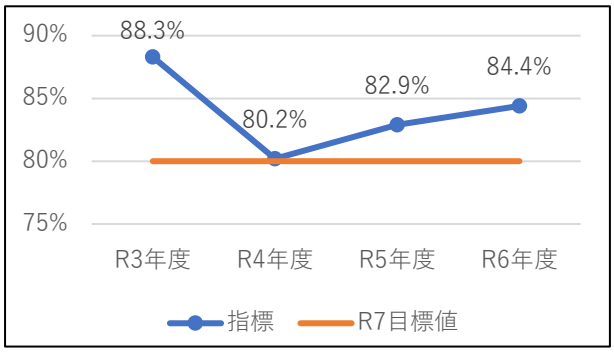

「食育」に関心を持っている市民の割合はおおむね改善傾向にあります。今後もこの高い関心を維持し、より多くの市民が食育に積極的に関わることができるよう、情報発信や参加促進の取組を継続していくことが重要です。

指標⑬：農産物利用を進めるための体験の回数

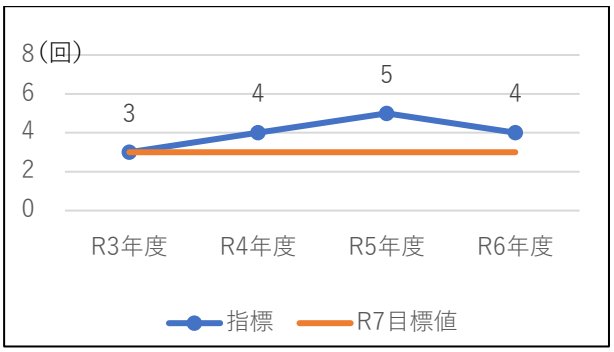

中学校での郷土料理教室や一般向けの郷土料理教室を継続して実施しています。
今後も継続して実施し、農産物利用を促進する必要があります。

指標⑭：水産教室の開催回数（主に小中高校生）

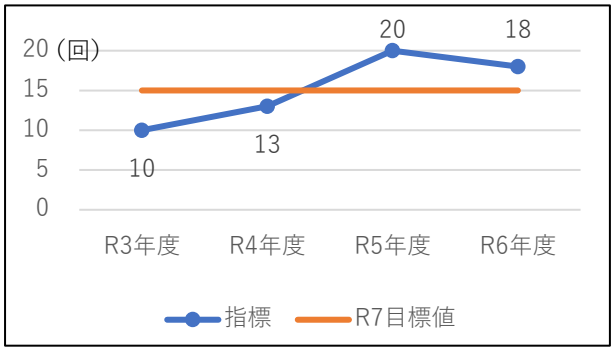

水産教室の開催回数としては、令和３～４年度はコロナの影響で開催回数が減少していましたが、令和５年度は大きく回復。令和６年度は学校の統廃合により、やや減少しましたが目標は達成できています。

今後は、回数の安定確保に加え、内容の充実を図っていく必要があります。

指標⑮：グリーンツーリズム等の民泊利用数（実）

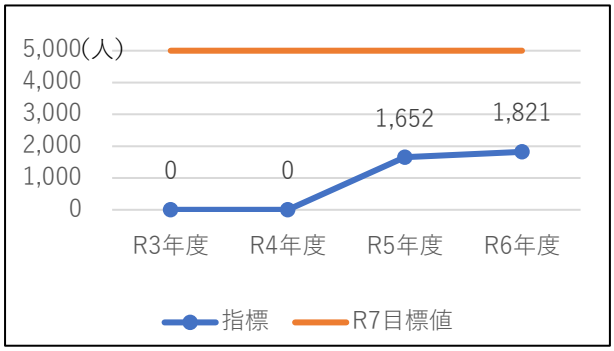

コロナ禍以降、民泊利用者数は改善傾向にあります。受入家庭の減少が課題であるため、新規民泊家庭の開拓や民泊受入に関する説明会・研修会開催などの取組が必要です。

指標⑯：学校給食の地場産物（五島市産品）利用量割合

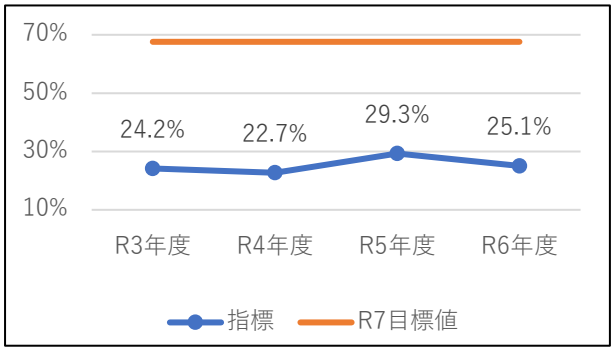

利用量全体の３割以上を占めていた牛乳が、令和３年度から市外産になりました。

また、１年間通して利用量の多いタマネギ・じゃがいも等について、地元産が確保できない時期は、市外産を使用して対応している状況にあるため、目標には大きく届いていません。

指標⑰：直売所の年間販売額

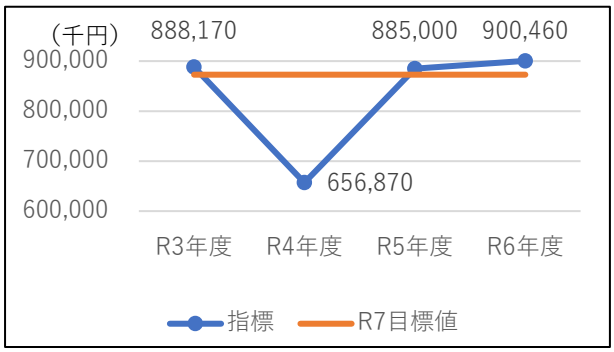

直売所の販売額は増加傾向にあります。

出荷者の高齢化のため、担い手確保の取組を進めていく必要があります。

指標⑱：カネミ油症の実態を知っている市民の割合

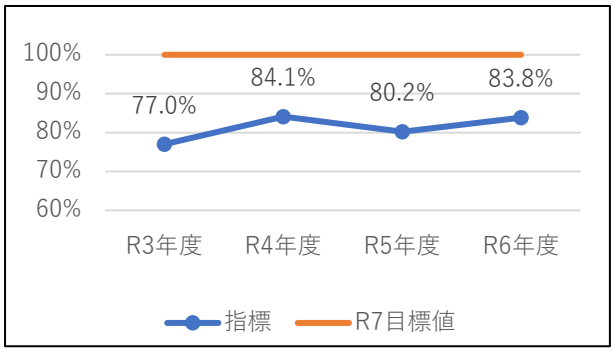

カネミ油症の実態を知っている市民の割合は横ばいですが、昨年よりは上昇しています。

カネミ油症の被害を多くの市民に知ってもらう必要があります。

指標⑲：食品の表示等を活用する市民の割合

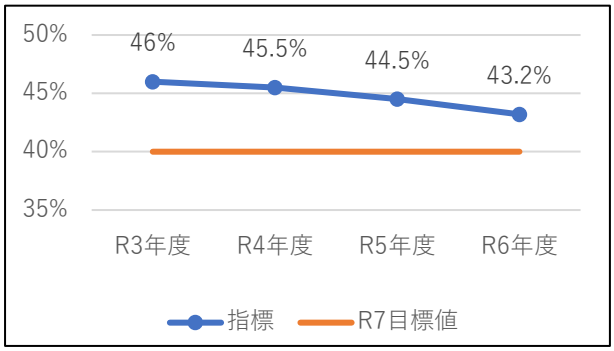

食品の表示等を活用する市民の割合は目標値を達成しているものの年々減少傾向にあります。これは食品表示の活用意識の低下や経済的な要因で「表示」を見ても選択に反映できない可能性もあります。

市民が食品表示等を活用し、主体的に健康的な食生活を送れるよう支援を行う必要があります。

第３章　五島市の目指す食育

1　基本理念

ごとうの豊かな恵みを活かし
食を通じて健全な心とからだを育む

食育基本法の目的である「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」に基づき、本計画を策定し、五島市の恵まれた自然環境を活かし、家庭だけでなく保育所、学校、地域、食に関わるあらゆる関係機関・団体等との連携により、市民が生涯にわたって間断なく食育運動を展開し、食を通じて健全な心身を育み、豊かな人間性と元気な地域づくりを目指します。

「 食育スローガン 」

ご

ごはんを中心に

米を中心に、栄養バランスが優れた「日本型食生活」を実践し、「早寝・早起き」など生活のリズムを整え、しっかりと朝食を食べましょう。

と

島民の食卓を

食に関する正しい知識や選択する力を身につけ、家族や友人と一緒に食卓を囲み、心身の健康と豊かな人間性を育みましょう。

う

海の幸、山の幸で豊かにします

豊かな自然の恵みに感謝し、五島でとれる食材に関心をもち、大切にする心を育てましょう。

2　基本方針

本計画の基本理念を実現するため、以下の基本方針を掲げ、食育の推進に取り組んでいきます。

基本方針１　健全な「身体」を育みます

生涯にわたる健康の基盤は、乳幼児期からの基本的な生活習慣形成にあります。家庭を中心に「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣や食習慣を実践し、子どもの頃から正しい知識と選択する力を身につけることで、健全な「身体」を育みます。

基本方針２　豊かな「心」を育みます

食べることは自然の恵みや多くの人々の努力に支えられています。食育活動を通じて、家族や地域の絆を深めるとともに、マナーや感謝の心を養い、限りある資源を大切にする意識を育てることで、豊かな「心」を育みます。

基本方針３　元気な「地域」を育みます

生産者と消費者が交流し理解を深めることで、生産者は安全・安心な食品提供に対する責任感が高まります。

また、消費者は地域への安心感や愛着心を育むことができます。地産地消の推進は、地元の農林水産業の活性化にもつながり、元気な「地域」を育みます。

3　基本施策

基本理念の実現と基本方針の達成に向けて、次の 6 つの基本施策を柱に、14 の取組項目を定め、計画的に取り組んでいきます。

1　家庭における食育の推進

（1）望ましい食習慣や知識の習得

（2）食卓を通じて次世代に伝え、つなげる食育の推進

2　保育所等・学校における子どもの成長に応じた食育の推進

（1） 保育所等における食育の推進

（2） 学校における食育の推進

3　健康寿命の延伸につながる食育の推進

（1）大人の食育の推進

（2）食育に関する人材の育成

（3）継続的な食育運動の展開

4　地産地消の推進

（1）地産地消の情報発信

（2）地場産物の消費拡大

（3）地域資源を活用した食育の促進

（4）直売所の利用促進

5　食文化の継承

（1）郷土料理、伝統料理の普及促進

6　食の安全確保の推進

（1） カネミ油症事件を教訓とした取組

（2） 食品に関する情報提供

第４章　食育推進にあたっての具体的な取組

１　家庭における食育の推進

生涯にわたる健康的な食習慣を確立するため、家庭における食育の推進を図ります。

具体的には、妊娠期から乳幼児期にかけては健やかな成長を支える食習慣の形成を促し、学童・思春期においては食に関する正しい知識と選択能力の育成に努めます。

また、「共食」を通じて食文化の継承と豊かな心を育みます。食育への理解と関心を深め、次世代に食の大切さを伝えていくため、家庭での食育を積極的に支援します。

（１）望ましい食習慣や知識の習得

事　業　名		事　業　内　容
①	乳幼児の食生活支援	乳幼児の食生活に関する支援を行います。
②	妊産婦の食生活支援	妊産婦の食生活に関する支援を行います。
③	離乳食教室	離乳食の進め方に関する講話・調理実習等を行います。
④	食育推進料理コンテスト	子どもの多様な食体験の機会とするため小・中・高校生を対象に料理コンテストを行います。
⑤	栄養・食生活改善事業「食育教室」	子どもの食生活に関する講話・調理実習等を行います。
⑥	栄養・食生活改善事業「次世代・出前講座」	生涯学習「ごとう出前講座」の依頼により、子どもの食生活に関する講話・調理実習等を行います。

（２）食卓を通じて次世代に伝え、つなげる食育の推進

事　業　名		事　業　内　容
①	栄養・食生活改善事業「多世代交流」	地域住民が一緒に料理を作り、食卓を囲むイベント等を開催し、「共食」を通して食の楽しさを実感し、食習慣、マナー、文化などを習得する機会を設けます。
②	「共食」の情報提供	「共食」に関する情報提供を行います。

２　保育所等・学校における
子どもの成長に応じた食育の推進

保育所等・学校における様々な体験や給食は、子どもが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食の大切さや自然のすばらしさを学ぶことができる「生きる教材」になります。

保育所等・学校と連携を図り、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

（１）保育所等における食育の推進

事　業　名		事　業　内　容
①	保育所等における食育指導の推進･協力､五島市保育会への研修事業の委託	五島市保育会に委託し、施設長や担当者に対する食育関連の研修を実施します。
②	農作物の栽培・収穫体験などに関する協力・支援（各保育所等で実施）	芋ほりなどの収穫体験や調理実習などを通じた食育活動を各保育所等で実施します。
③	給食便り等の発行の支援	給食便り等をアプリで配信するサービスの導入支援（ICT導入支援）を行います。
④	五島市保育会主催の保育フェスタの中での食育コーナーに関する啓発活動の実施	保育フェスタにおいて関連ブースを展示し、来場者への啓発を図ります。

（２）学校における食育の推進

事　業　名		事　業　内　容
①	「食に関する指導の全体計画①②」の作成と推進	栄養教諭を中心に、「食に関する指導の全体計画①②」の作成と推進を行います。
②	地区別食育推進委員会の開催	栄養教諭を中心に年間２回地区別食育推進委員会を開催し、食育についての研究等を行います。
③	栄養教諭（栄養職員）による食育指導	栄養教諭及び栄養職員が所属校及び担当校を訪問し、給食時間や授業において食育指導を行います。
④	食育だよりの発行	食育だよりの発行を行います。
⑤	給食試食会の開催	給食試食会を行います。

3　健康寿命の延伸につながる食育の推進

市民の健康寿命延伸を目指し、一人ひとりの健康状態やライフコースに配慮した生涯にわたる食育を推進します。

また、地域での食育推進のため、食生活改善推進協議会と連携した食育活動、情報発信、啓発活動を通じ、継続的な食育運動を展開し、市民の望ましい食生活を支援します。

（1）大人の食育の推進

事　業　名		事　業　内　容
①	栄養・食生活改善事業「ベジチェック測定会」	野菜の摂取量を増やすための意識付けとして、ベジチェック測定会及び食生活に関する展示を行います。
②	栄養・食生活改善事業「イベント時の啓発活動」	市民が集うイベント時に生活習慣病予防の啓発（資料展示、適塩みそ汁の提供等）を行います。
③	栄養・食生活改善事業「成人・出前講座」	生涯学習「ごとう出前講座」の依頼により、成人の食生活に関する講話を行います。
④	健康診査・保健指導	国保加入者（20 歳以上）、生活保護の方（40 歳以上）、後期高齢者医療加入者を対象に生活習慣病予防のための健康診査と生活習慣を見直すための保健指導を行います。
⑤	健康相談事業	生活習慣病を予防、改善するための健康相談を行います。
⑥	おとこの料理教室	65 歳以上の男性を対象に、食生活の自立、健康維持、社会的孤立感の解消を目指し、料理の基礎を学ぶ教室を行います。
⑦	出前講座「高齢者の食育」	食に関する正しい知識の習得による健康寿命の延伸、生活習慣病の予防・改善を図ため、高齢者の栄養（塩分、糖分、たん白質等）についての講話を行います。
⑧	介護予防普及啓発教室	65 歳以上の高齢者及びその支援のための活動に関わる方に対して、介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレット配布や講座等の開催などにより、地域における自主的な介護予防のための活動を支援します。
⑨	低栄養予防事業（団体）	団体（地域ミニデイ等）を対象に、高齢者がフレイルの状態に陥ることを防ぐとともに、進行を遅らせることを目指し、フレイル予防の講話を行います。

事　業　名		事　業　内　容
⑩	低栄養予防事業（個別）	健康状態の悪化を防ぎ、活動性の維持等を図るため、低栄養の基準に該当した方の自宅を訪問し、栄養指導を行います。
⑪	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業による栄養指導	健康寿命の延伸を目指し、健康状態不明者（健診、医療、介護の利用なし）及び低栄養予防対象者を訪問し、栄養に関する講話や指導等を行います。

（2）食育に関する人材の育成

事　業　名		事　業　内　容
①	食生活改善推進員育成事業	「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域の食生活改善や健康づくりを推進する食生活改善推進員を対象に講習会を行います。
②	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員を養成するための講習会を行います。
③	食生活改善推進員による講習会	食生活改善推進協議会が市民を対象に、食生活に関する講話・調理実習等を行います。
④	食生活改善推進協議会事務局	食生活改善推進協議会の活動、運営を支援します。

（3）継続的な食育運動の展開

事　業　名		事　業　内　容
①	栄養･食生活改善事業「食育の啓発活動」	広報ごとうや市ホームページ等を通じた情報提供、食育を普及するための資料配布、啓発活動を行います。

4　地産地消の推進

本市は、地域資源を活用した農林漁業体験学習や、グリーンツーリズム、料理教室等を通じて生産者と消費者の交流を深めます。地場産品の安定販売と消費拡大のため、情報発信、関係機関連携、学校給食や飲食店での利用促進、加工品開発を支援します。直売所の利用促進も図り、地域経済の活性化を推進します。

（1）地産地消の情報発信

事　業　名		事　業　内　容
①	五島市ホームページ等における情報提供	市ホームページ等で郷土料理教室の様子や郷土料理のレシピ、農産物カレンダー等を紹介します。また、直売所の設置場所や出荷内容等について情報提供を行います。

（2）地場産物の消費拡大

事　業　名		事　業　内　容
①	市物産振興協会等、外部団体と共同した市内事業者への新商品開発アドバイス及び支援の実施	五島市および長崎県で業務委託を行っている一般社団法人離島振興地方創生協会（離創協）にて大手食品メーカーとのタイアップ商品の開発を行います。
②	長崎県生活研究グループ連絡会での農産加工品の販売	生活研究グループ連絡会の研修会を通じて、地元野菜を使った農産加工品の研究を行い、長崎県生活研究グループ連絡会主催の県大会で、販売を行います。
③	学校給食での地場産物利用促進	学校給食における地場産物使用推進週間（11 月）に合わせて、「県内まるごと長崎県給食」を実施し、地元産物の積極的な利用を行います。

（3）地域資源を活用した食育の促進

事　業　名		事　業　内　容
①	民泊の推進	文化観光課に事務局を設置している五島市体験交流協議会において構成される各地区協議会と連携し、民泊受入家庭の募集等を行うなど、民泊事業の拡大に取り組みます。

事　業　名		事　業　内　容
②	グリーンツーリズム等の推進	五島市の地域資源を活かした魅力的な体験のプロモーションを図るため、体験型観光コーディネート業務委託事業者と協力し、各地区協議会の支援を行います。
③	水産教室	小・中・高校生を対象とした魚の調理方法・実技等の教室、地産地消の推進・五島の水産業等についての講話を行います。

（4）直売所の利用促進

事　業　名		事　業　内　容
①	直売所の普及活動	県大会（長崎県生活研究グループ連絡会）や料理教室の開催を通して、地元野菜の PR を行うことで、直売所の普及活動を行います。

5　食文化の継承

郷土料理や伝統料理を次世代に伝えるため、料理教室、市ホームページ、広報誌等を通じた情報提供と普及啓発に努めます。また、保育所や学校給食への郷土料理の積極的な導入を推進します。さらに、地域の食文化継承に貢献する各種団体や生活研究グループ等の自主的な活動に対して支援を行い、伝統的な食文化の継承と普及を推進します。

（1）郷土料理、伝統料理の普及促進

事　業　名		事　業　内　容
①	郷土料理教室	郷土料理や伝統料理への関心を深めるため、講話・調理実習等を行います。
②	郷土料理の継承	郷土料理や伝統料理について、レシピ配布等の情報提供を行います。
③	生活研究グループ連絡会事務局	研修会や郷土料理教室を行っている生活研究グループ連絡会の活動支援を行います。また、ホームページによる情報発信を行います。

6　食の安全確保の推進

昭和４３年１０月、西日本一帯でPCB（有害化学物質ポリ塩化ビフェニール）に汚染された食用米ぬか油の摂取によるカネミ油症の発生が確認され、五島市でも多くの市民が被害に遭いました。このような被害が二度と起こることのないよう、カネミ油症事件の経緯や食の安全の重要性を学校での学習会や出前講座を通じて次世代に継承します。

また、食品の安全性、食品衛生等に関する情報を各種教室、広報誌等で発信し、市民が適切に判断できるよう支援することで、安心して生活できる環境を整備します。

（1）カネミ油症事件を教訓とした取組

事　業　名		事　業　内　容
①	カネミ油症事件の情報提供	食の安全を脅かし、健康被害をもたらしたカネミ油症事件について学校等へ情報を提供します。また、カネミ油症事件40年・50年記念誌を配布します。
②	カネミ油症事件の学習会	食の安全を脅かし、健康被害をもたらしたカネミ油症事件について学習会を行います。
③	カネミ油症栄養セミナーの実施	ダイオキシン類の毒性を抑える食生活を学ぶ「カネミ油症栄養セミナー」を行います。
④	カネミ油症事件の巡回展示	食の安全を脅かし、健康被害をもたらしたカネミ油症事件について各地区で展示を行います。

（2）食品に関する情報提供

事　業　名		事　業　内　容
①	食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報提供	市民が食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報を適切に選択し、判断、行動ができるよう情報を提供します。

第５章　計画の推進体制と目標指標

1　計画の推進体制

食育を具体的に推進するため、関係機関・団体等の共通理解のもと、総合的に進めていく必要があります。

そのため、各領域に係る関係者が参画する体制を整えるとともに、庁内の連携を図り計画を推進します。

（1）五島市食育推進会議

食育に関係する団体や機関の代表者で組織する「五島市食育推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握・評価を行うとともに、各団体間の情報交換や連携を促進します。

（2）五島市食育推進本部（庁内組織）

庁内に「五島市食育推進本部」を設置し、本計画を着実に推進していくために、庁内の連携と継続した施策の推進を図り、進捗状況の把握、評価、再調整等を行います。

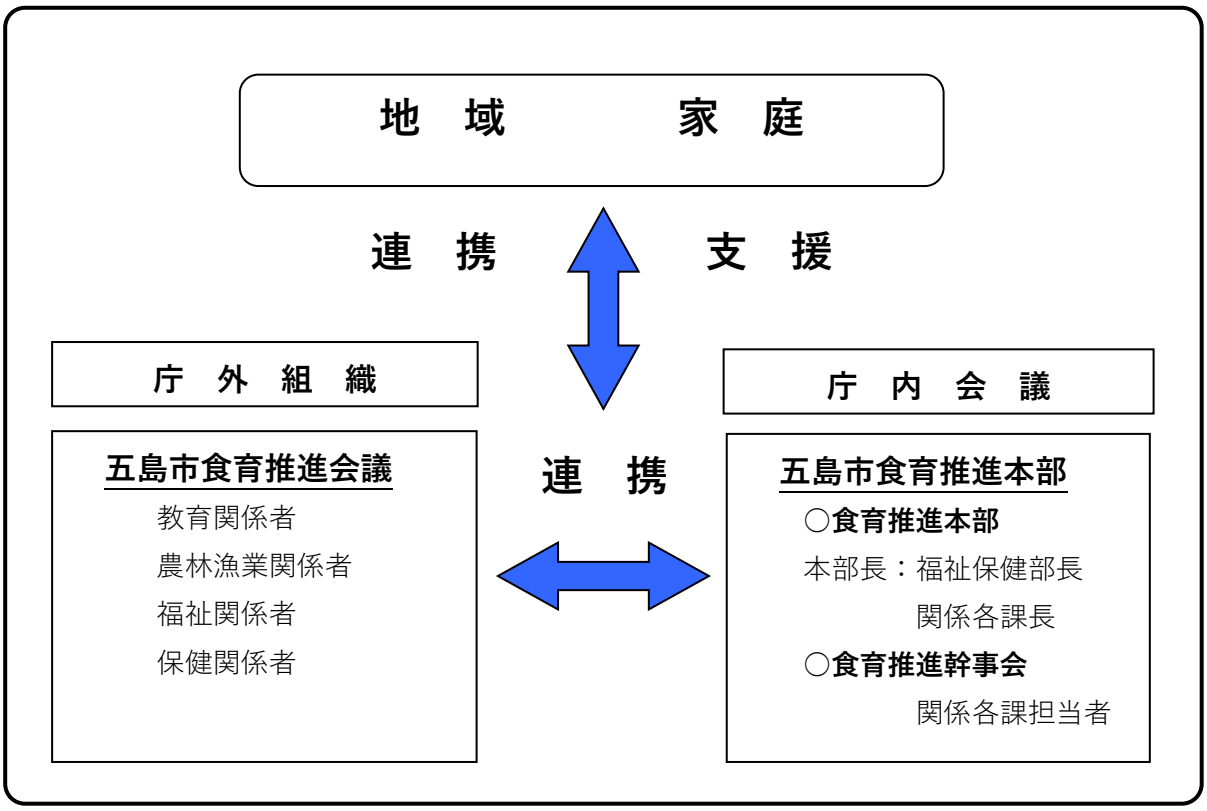

2　関係者の役割

計画の推進にあたっては、市民、企業、団体、地域、行政がそれぞれの立場で、食育に主体的に取り組むことが必要です。それぞれが自らの役割を理解し、食育推進に取り組みます。

【家庭の役割】

家庭は、身近な食育の場であり、特に子どもたちが健全な食生活の習慣を身につけ、心身ともに健やかに育っていくうえで、大きな役割を担っています。

また、家族で食に関する体験活動等に参加し、「食育」に対する関心や理解を深めることも大切です。

【保育所等・学校の役割】

保育所等や学校は、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るうえで重要な役割を担っています。家庭や地域と連携を図りながら、関係者がさまざまな機会を活用して食の大切さや楽しみを実感できるよう、食育を計画的に推進することが必要です。

【地域・団体等の役割】

地域において「食育」を推進するためには、家庭や学校等における取組のほか、保健・医療関係者、生産者、食品関連事業者、ボランティア等による幅広い活動が求められます。

【市の役割】

市民とともに食育推進運動に取り組むために、教育、保健、福祉、産業、環境などのそれぞれの分野の取組を一体的に進めるとともに、食育の担い手が実践する取組を支援します。

また、食育を総合的な市民運動とするために食育関係者相互の情報共有と連携を図ります。

3　食育推進のための目標指標

本計画の取組による成果や達成度を客観的に把握するため、目安となる数値目標を設定します。

第４次食育推進計画の指標

指　　標	現状値（Ｒ６年度）	目標値（Ｒ12 年度）
バランスよく朝食を食べる幼児の割合（３歳児）	45.1%	60%
朝食を食べる親の割合（３歳児の親）	90.7%	95%
「食育だより」等の発行（保育所等）	12 回	年間 12 回
「食育だより」等の発行（小・中学校）	11 回	年間 11 回
朝食を毎日食べる小・中学生の割合	小学６年生 93.6% 中学３年生 93.3%	100%
１校あたりの栄養教諭及び栄養職員の１年間の食育指導訪問平均回数	19.1 回	年間 12 回
野菜を１日２回以上食べている市民の割合	60.1%	65%
栄養・食生活改善事業の開催回数	28 回	35 回
おとこの料理教室参加者数（実）	17 名	20 名
「食育」に関心を持っている市民の割合	84.4%	85%
農産物利用を進めるための体験の回数	4 回	4 回
水産教室の開催回数（主に小中高校生）	18 回	15 回
グリーンツーリズム等の民泊利用数（実）	1821 人	5,300 人
学校給食における地場産物（五島市産品）利用量割合	25.1%	25.1%
直売所の年間販売額	900,460 千円	901,000 千円
給食での郷土料理の提供（保育所等）	－	年間２回
給食での郷土料理の提供（小・中学校）	－	年間 11 回
カネミ油症の実態を知っている市民の割合	83.8%	100%

参考資料

五島市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、法律又はこれに基づく政令の規定により別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条その他法律の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第２条　執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に定める附属機関を設置し、又は組織する。

（所掌事務）

第３条　附属機関の所掌事務は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第４条　附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定数の欄に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

３　委員等又は臨時委員等は、学識経験を有する者その他のそれぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第５条　委員等の任期は、別表の附属機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、任期中であっても、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命する委員等がその職を離れたときは、委員等の職を失うものとする。

２　特別の定めがある場合を除き、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員等は、再任されることができる。

４　臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

５　執行機関は、第１項本文の規定にかかわらず、委員等が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、委員等に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときその他の特別の理由があると認めるときは、同項の期間中であっても委員等の職を解くことができる。

（部会等）

第６条　附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

（意見の聴取等）

第７条　附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

（審議結果の答申等）

第８条　附属機関は、調停、審査、審議又は調査等が終わったときは、速やかにその結果を執行機関（五島市情報公開・個人情報保護審査会にあっては、諮問した実施機関（五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第２条第１号及び五島市個人情報保護条例（平成18年五島市条例第３号。以下「個人情報保護条例」という。）第２条第４号に規定する実施機関をいう。）（以下「諮問実施機関」という。））に答申し、又は報告しなければならない。

（秘密保持義務）

第９条　委員等又は臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

（五島市情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等）

第11条　五島市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において単に「審査会」という。）は、情報公開条例第17条第１項、個人情報保護条例第39条第１項及び五島市特定個人情報保護条例（平成27年五島市条例第37号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第38条第１項の規定により諮問を受けた事項（以下「不服申立事件」という。）の調査及び審議に関し、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書（情報公開条例第12条第１項に規定する開示決定等に係る公文書をいう。以下同じ。）、保有個人情報（個人情報保護条例第19条第１項、第29条第１項又は第37条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）又は保有特定個人情報（特定個人情報保護条例第18条第１項、第28条第１項又は第36条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報、保有個人情報又は保有特定個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5　審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6　前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

7　不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

8　不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

9　前項の規定による閲覧及び写しの交付は、無料とする。

（五島市行政不服審査会及び五島市情報公開・個人情報保護審査会の秘密保持義務に係る罰則）

第12条　五島市行政不服審査会及び五島市情報公開・個人情報保護審査会の委員で第９条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第２条、第３条、第４条、第５条関係）

執行機関	附属機関（設置根拠法令）	所掌事務	定数	任期
市長	五島市食育推進会議（食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第１項）	五島市食育推進計画の実施の推進及び食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進すること。	15人以内	２年

五島市食育推進会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和３年五島市条例第31号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、五島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　条例第４条第３項の執行機関が適当と認める者は、次のとおりとする。

（１）　食育の推進に関係する団体の代表する者

（２）　教育団体の代表する者

（会長及び副会長）

第３条　推進会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議を開くとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、市長が招集する。

２　会長は、推進会議の会議の議長となる。

３　推進会議は、委員（条例第４条第２項の臨時委員等を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　推進会議の会議は、公開するものとする。

（書面による会議等）

第５条　会長は、やむを得ない理由により推進会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議事の概要を記載した書面を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問うことで、推進会議の会議に代えることができる。

2　前条第３項の規定にかかわらず、前項の規定により書面で会議を行った場合は、その結果をもって推進会議の議決に代えることができる。

（会議録の作成）

第６条　会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、福祉保健部国保健康政策課において行う。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和３年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　第３条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日において、従前の推進会議に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

五島の農産物カレンダー

品　目	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
アスパラガス																																				
中玉トマト																																				
ブロッコリー																																				
パプリカ																																				
レタス																																				
スナップエンドウ																																				
いんげん																																				
そらまめ																																				
ズッキーニ																																				
きゅうり																																				
ゴーヤ																																				
大根																																				
ばれいしょ																																				
かぼちゃ																																				
かんしょ																																				
高菜																																				
びわ																																				
いちご																																				
マンゴー																																				
メロン																																				
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		

旬の時期
出荷可能時期

五島の魚介類カレンダー

品　目	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
マダイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																					
マアジ													■	■	■	■	■	■	■	■	■															
クロマグロ	■	■	■																															■	■	■
太刀魚																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
クエ（アラ）	■	■	■	■	■	■	■	■	■																						■	■	■	■	■	■
ぶり	■	■	■	■	■	■	■	■	■																									■	■	■
ヒラマサ																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
サバ類	■	■	■	■	■	■																									■	■	■	■	■	■
キビナゴ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																						■	■	■
メダイ													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
かつお類																			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
イサキ													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■												
アカムツ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																						■	■	■
アマダイ										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
レンコダイ							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■												
イトヨリ	■	■	■	■	■	■																						■	■	■	■	■	■	■	■	■
イシダイ										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■															
カワハギ																						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
サワラ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																					
ヒラメ	■	■	■	■	■	■																									■	■	■	■	■	■
メジナ	■	■	■	■	■	■																									■	■	■	■	■	■
カンパチ																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
イセエビ												■	■	■	■							■	■	■	■	■	■	■	■	■						
ウチワエビ																												■	■	■	■	■	■			
アオリイカ	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			■	■	■	■	■	■	■	■	■
ヤリイカ							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
スルメイカ	■	■	■	■	■	■	■	■	■																									■	■	■
マダコ													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
アワビ													■	■	■	■	■	■	■	■	■															
サザエ																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		

■ 旬の時期

第４次五島市食育推進計画
編集・発行　五島市　福祉保健部　国保健康政策課
住　所　〒853－8501
長崎県五島市福江町１番１号
電　話　（0959）76－3725